

○微罪事件の処理について

令和4年5月9日

道本刑第545号（生企・地合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

（概要）

本通達は、刑事訴訟法第246条ただし書の規定による送致手続の特例である微罪処分について、

○微罪処分の適用範囲

○微罪事件の処理手続

等を定めたものである。